

委員会審議の概要

1. 委員会開催経過

(1) 第1回評価委員会

- 開催日 平成20年7月2日(水) 午前10時00分から午後4時40分
- 場所 サンセール盛岡 3F 鳳凰の間
- 出席委員 元田委員長、海田委員、小山田委員、倉島委員、倉原委員、佐々木委員、藤田委員
- 審議内容
- ・委員長の選任について
 - ・評価方法及びスケジュールの確認について
 - ・再評価案件概要説明
 - ・現地調査及び住民意見を求める事業の選定について
- 現地調査：2箇所
- 盛岡市(太田地区土地区画整理事業)
- 北上市(江釣子工芸の村公園都市公園事業)
- 住民意見聴取：なし

(2) 第2回評価委員会(現地調査)

- 開催日 平成20年8月5日(火) 午前9時30分から午後2時45分
- 場所 盛岡市, 北上市
- 出席委員 元田委員長、海田委員、小山田委員、倉島委員、篠木委員、藤田委員
- 審議内容
- ・盛岡市 土地区画整理事業「太田地区」 現地調査
 - ・北上市 都市公園事業「江釣子工芸の村公園」 現地調査
 - ・事業に関する補足説明
- 盛岡市 都市公園事業「中央公園／高松公園」(費用便益説明)
- 盛岡市 土地区画整理事業「太田地区」
- 北上市 都市公園事業「江釣子工芸の村公園」

(3) 第3回評価委員会

- 開催日 平成20年8月25日(月) 午後1時30分から3時10分
- 場所 エスポワールいわて 2F 大ホール
- 出席委員 元田委員長、海田委員、小山田委員、倉島委員、倉原委員、佐々木委員、藤田委員
- 審議内容
- ・再評価案件個別説明(追加資料関係)
 - ・再評価案件詳細審議

2. 審議結果

番号	市町村名	事業名	路線名等	総合評価	審議結果、意見
1	盛岡市	土地区画整理事業	太田地区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
2	盛岡市	土地区画整理事業	都南中央第三地区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
3	盛岡市	都市公園事業	中央公園	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
4	盛岡市	都市公園事業	高松公園	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
5	花巻市	都市公園事業	日居城野運動公園	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
6	北上市	都市公園事業	江釣子工芸の村公園	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
7	平泉町	特定公共賃貸住宅建設事業	上野台住宅団地	(要検討) 見直し継続	「見直し継続」を妥当と認める。
8	平泉町	公営住宅整備事業	上野台住宅団地	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
9	盛岡市	公共下水道事業 (雨水)	上田排水区外	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
10	盛岡市	公共下水道事業 (雨水)	赤袋排水区外	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
11	盛岡市	公共下水道事業 (雨水)	北上川左岸排水区外	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
12	盛岡市	公共下水道事業 (雨水)	北上川右岸排水区外	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。

番号	市町村名	事業名	路線名等	総合評価	審議結果、意見
13	盛岡市	公共下水道事業 (雨水)	雫石川右岸排水区外	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
14	久慈市	公共下水道事業 (雨水)	北部第5排水区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
15	久慈市	公共下水道事業 (雨水)	中部第8排水区外	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
16	久慈市	公共下水道事業 (雨水)	南部第5排水区外	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
17	紫波町	公共下水道事業 (雨水)	大坪川排水区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
18	矢巾町	公共下水道事業 (雨水)	岩崎川右岸第一排水区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
19	矢巾町	公共下水道事業 (雨水)	岩崎川右岸第二排水区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
20	盛岡市	公共下水道事業 (汚水)	都南処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
21	盛岡市	公共下水道事業 (汚水)	中川原処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
22	宮古市	公共下水道事業 (汚水)	宮古処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
23	久慈市	公共下水道事業 (汚水)	久慈処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
24	奥州市	公共下水道事業 (汚水)	胆江処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
25	一関市	公共下水道事業 (汚水)	一関処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。

番号	市町村名	事業名	路線名等	総合評価	審議結果、意見
26	一関市	特定環境保全公共下水道事業 (汚水)	川崎処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
27	花巻市	公共下水道事業 (汚水)	花北処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
28	北上市	公共下水道事業 (汚水)	花北処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
29	北上市	特定公共下水道事業 (汚水)	北上工業団地処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
30	釜石市	公共下水道事業 (汚水)	大平処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
31	釜石市	公共下水道事業 (汚水)	上平田処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
32	雫石町	公共下水道事業 (汚水)	都南処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
33	紫波町	公共下水道事業 (汚水)	紫波処理区	事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
34	矢巾町	公共下水道事業 (汚水)	都南処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
35	平泉町	公共下水道事業 (汚水)	一関処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。
36	滝沢村	公共下水道事業 (汚水)	都南処理区	(要検討) 事業継続	「事業継続」を妥当と認める。